

2019年4月号 (Vol.34)

## 米国 LLC 等に関連する平成 31 年度税制改正

## I. はじめに

## II. 米国 LLC 等に関連する改正内容

## III. 実務上の影響

森・濱田松本法律事務所

弁護士・税理士 酒井 真

TEL. 03 6212 8357

[makoto.sakai@mhmjapan.com](mailto:makoto.sakai@mhmjapan.com)

弁護士 河西 和佳子

TEL. 03 6212 8366

[wakako.kasai@mhmjapan.com](mailto:wakako.kasai@mhmjapan.com)

税理士 山田 彰宏

TEL. 03 5223 7770

[akihiro.yamada@mhmjapan.com](mailto:akihiro.yamada@mhmjapan.com)

## I. はじめに

タックス・ヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）に関しては、平成 29 年度税制改正で大幅な見直しが行われました。

その見直しの中で、それまでの租税負担割合が 20%未満の外国子会社等という類型に加えて、租税負担割合が 30%未満のペーパー・カンパニー等もタックス・ヘイブン対策税制による所得の合算対象となりました。一方、米国では平成 29 年に成立したいわゆるトランプ税制により米国の連邦法人税率が 35%から 21%に引き下げられ、その結果、内国法人が米国での投資のために設立する米国 LLC 等の租税負担割合が 30%未満となり、ペーパー・カンパニーに該当して会社単位の合算課税を受ける可能性が指摘されていました。もっとも、様々な資産への投資のためのビークルとして用いられる米国 LLC 等は、事業の実体はないものの、税負担の軽減等ではなく、米国における事業上のリスクの遮断や米国 IRS の日本企業への直接のアクセスの遮断（いわゆるブロッカーとしての役割）という目的に基づき設立されるのが一般的であり、タックス・ヘイブン対策税制の適用対象とすることは適当でないとの議論がなされていました。

そこで、平成 31 年度税制改正では、上記のような米国 LLC 等がペーパー・カンパニーにあたらないようにすることを目的として、一定の外国関係会社をペーパー・カンパニーの範囲から除くこととされました。具体的な内容は、与党が平成 30 年 12 月 14 日に決定した「平成 31 年度税制改正大綱」<sup>1</sup>、政府が同月 21 日に閣議決定した「平成 31 年度税制改正大綱」<sup>2</sup>並びに平成 31 年 3 月 29 日に公布された租税特別措置法、同法施行令及び同法施行規則で明らかにされています。

平成 31 年度税制改正により、米国における投資目的の LLC 等については一定の手当てがされたようにも報道されていますが、成立した法令の規定によれば、米国 LLC 等において投資先の株式の譲渡益がある場合には、ペーパー・カンパニーから除外する要

<sup>1</sup> 自民党ホームページ ([https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664\\_1.pdf](https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664_1.pdf))

<sup>2</sup> 財務省ホームページ ([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/20181221taikou.pdf))

## TAX LAW NEWSLETTER

件を満たさないようであり、留意事項が多くありそうです。本ニュースレターでは、米国 LLC 等に関連する平成 31 年度税制改正の概要とともに、実務上の留意点も含めて解説いたします。

## II. 米国 LLC 等に関連する改正内容

タックス・ヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）の見直しにより、具体的に、ペーパー・カンパニーの範囲から除外される会社類型は、下記のとおりです。今回の税制改正の対象により影響を受けるものとしては、米国 LLC が代表的と思われるので、以下では、基本的にペーパー・カンパニーが米国 LLC であるとして、ご説明します。

### 1. 持株会社である一定の米国 LLC

ペーパー・カンパニーの範囲から除かれる「持株会社である一定の外国関係会社」は、①米国内に米国 LLC の管理支配会社を有しない場合と、②米国内に米国 LLC の管理支配会社を有する場合の米国 LLC のうち一定の要件を満たすものとされています。

#### (1) 米国内に米国 LLC の管理支配会社を有しない場合

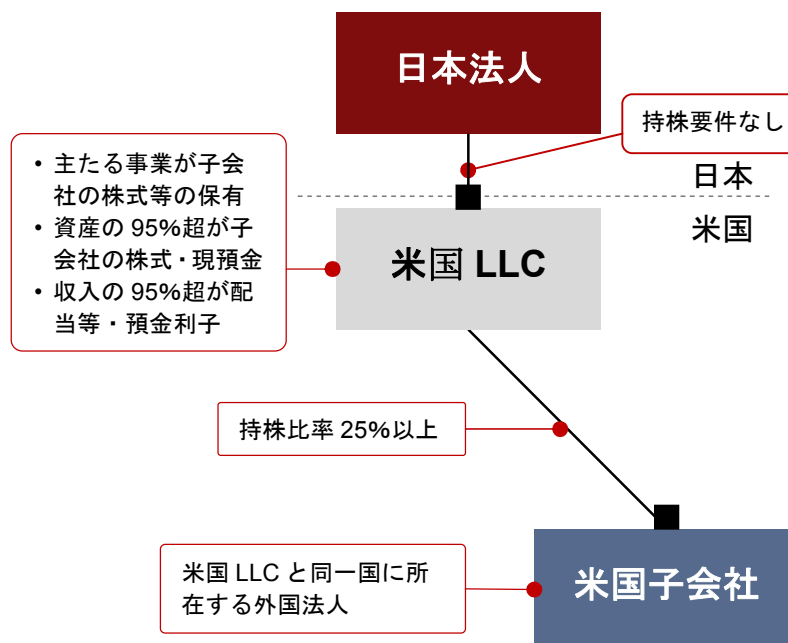
日本企業が、米国でパススルー課税を選択する米国ビークルに投資を行う場合（米国 LPS などのファンドビークルを通じて日本企業が米国企業に投資をする場合を含む）等、日本企業が税務申告等を直接行ったり、米国 IRS から直接のアクセスを受けないようにするため、ブロッカーと呼ばれる事業体を保有することがあります。このようなケースに利用される米国 LLC 等をペーパー・カンパニーの範囲から除外することとしています。

具体的な要件は、下図のとおりですが、米国 LLC の収入に関する要件では、米国 LLC の収入の合計額のうち、米国子会社から受ける剰余金の配当等及び預貯金の利子（当該米国 LLC が行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生じるもの）の合計額の割合が 95% を超えていることとされています（租税特別措置法 66 条の 6 第 2 項 2 号イ（3）、同法施行令 39 条の 14 の 3 第 6 項 1 号、同法施行規則 22 条の 11 第 3 項）。したがって、米国 LLC が米国子会社等の株式を譲渡した場合には、米国 LLC の収入（95% の算定上の分子）にその譲渡対価は含まれないことになり、この要件を満たさない可能性があると思われます。

また、米国 LLC の資産に関する要件では、米国 LLC の事業年度終了時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち、米国子会社の株式等、一定の未収金、一定の現預金の帳簿価額の合計額が 95% を超えていることとされています（租税特別措置法 66 条の 6 第 2 項 2 号イ（3）、同法施行令 39 条の 14 の 3 第 6 項 2 号、同法施行規則 22 条の 11 第 4 項）。米国 LLC が米国子会社からの（その事業年度にお

## TAX LAW NEWSLETTER

いて受け取る) 剰余金の配当等による現預金以外の現預金等を保有すると、この要件を満たさない可能性があると考えられます。



## (2) 米国内に管理支配会社を有する場合

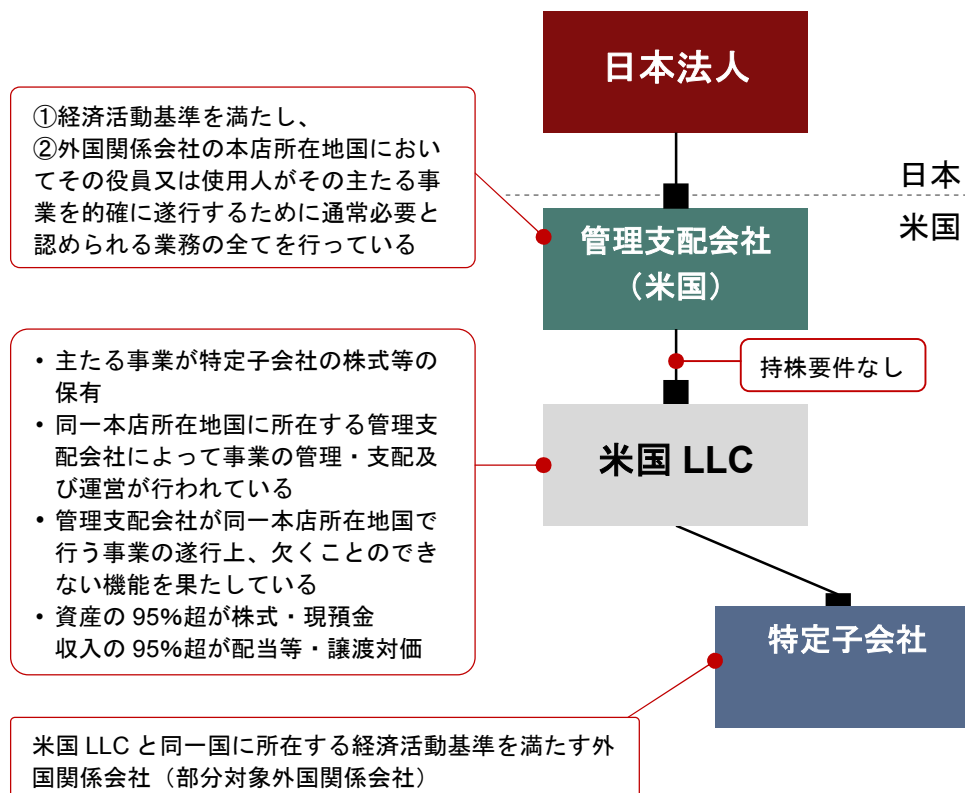
日本企業が米国の事業に投資をする場合において、米国に事業実体のある現地法人を設立して、そこが投資先を管理する形で米国の事業に投資することも多いと思います。このケースでは、米国での事業に係る訴訟リスク等を避けるために、米国 LLC を保有することがあります。このようなケースに利用される米国 LLC をペーパー・カンパニーの範囲から除外することとしています。なお、管理支配会社が米国 LLC を直接保有しておらず、米国 LLC が日本法人により保有されている場合でも対象となり得ます。

具体的な要件は、下図のとおりですが、米国 LLC が保有する特定外国子会社は、米国 LLC と同一国に所在する経済活動基準を満たす外国関係会社（部分対象外国関係会社）とされています（租税特別措置法 66 条の 6 第 2 項 2 号イ（4）、同法施行令 39 条の 14 の 3 第 7 項）。つまり、特定外国子会社が、（米国 LLC による直接保有でなくとも構わないものの）日本法人によって直接・間接に 50% 超保有されている必要があるため、他の国の企業との合弁で投資を行うような場合は、米国 LLC はペーパー・カンパニーの範囲から除外されないことになると考えられます。

また、上記（1）と同様に、米国 LLC の資産に関する要件では、米国 LLC の事業年度終了時の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうち、米国特定子会社の株式等、一定の未収金、一定の現預金の帳簿価額の合計額が 95% を超えていることとされています（租税特別措置法 66 条の 6 第 2 項 2 号イ（3）、同法施行令 39

## TAX LAW NEWSLETTER

条の14の3第8項7号、同法施行規則22条の11第8項)。したがって、米国 LLC がその事業年度に受け取る米国子会社からの剰余金の配当等や米国特定子会社の株式の譲渡収入による現預金以外の現預金などを保有すると、この要件を満たさない可能性があると考えられます。なお、上記(1)と異なり、対象会社株式の譲渡益があったとしても、収入要件の95%超の判定に当たって分子に含めることができる点も意識しておく必要があります。



## 2. 不動産保有に係る一定の米国 LLC

ペーパー・カンパニーの範囲から除かれる「不動産保有に係る一定の外国関係会社」は、①不動産を保有する米国 LLC と、②不動産を保有する法人の株式を保有する米国 LLC とされています。

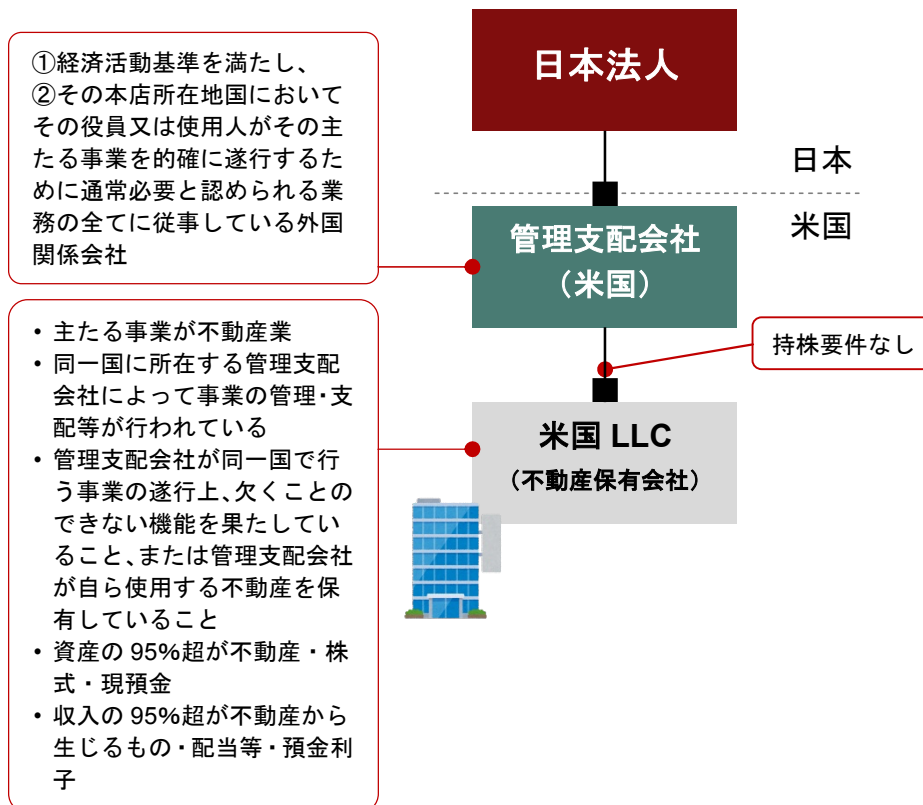
### (1) 不動産を保有する米国 LLC

日本企業が米国の不動産に投資をする場合には、上記で述べたとおり、米国での事業に係る訴訟リスク等を避けるために、投資不動産ごとに米国 LLC を保有するこ

## TAX LAW NEWSLETTER

とが多いと思われ<sup>3</sup>。このようなケースに利用される米国 LLC をペーパー・カンパニーの範囲から除外することとしています。

具体的な要件は、下図のとおりです(租税特別措置法 66 条の 6 第 2 項 2 号イ(5)、同法施行令 39 条の 14 の 3 第 9 項 1 号・2 号、同法施行規則 22 条の 11 第 11 項～14 項)。



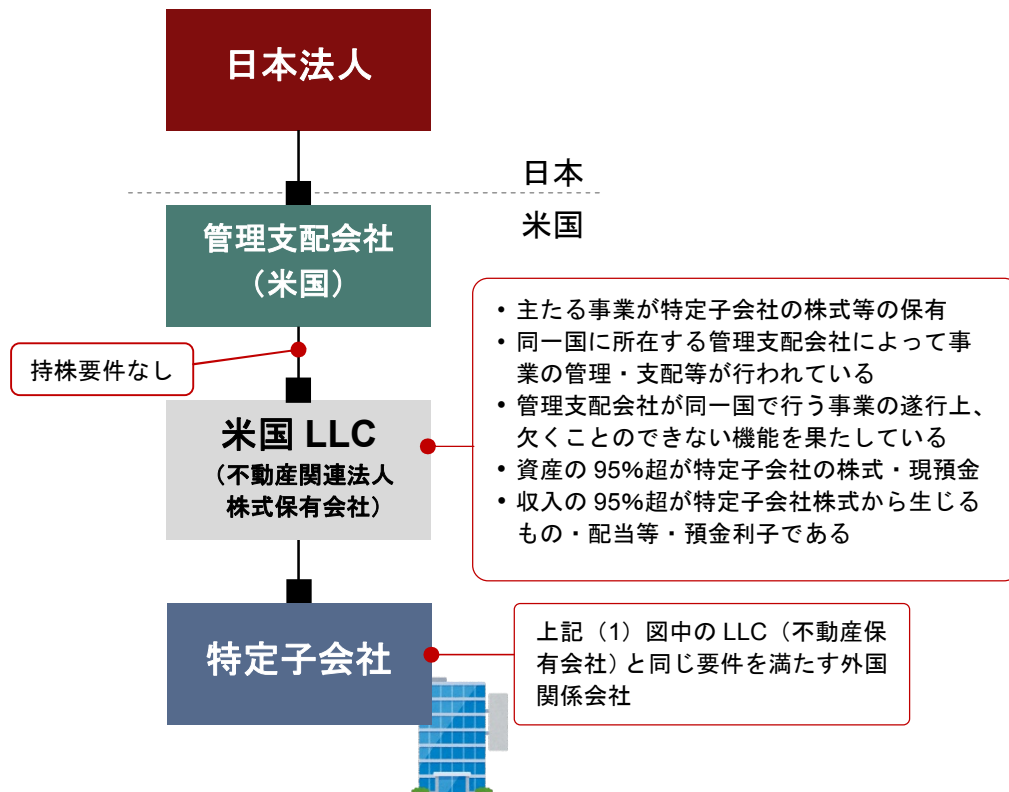
## (2) 不動産を保有する法人の株式を保有する米国 LLC

日本企業が米国の不動産に投資をする場合、上記(1)の場合だけでなく、不動産を保有する法人の株式を取得する形態で、これを行うこともありますので、そのようなケースに利用される米国 LLC についても、ペーパー・カンパニーの範囲から除外することとしています。

具体的な要件は、下図のとおりです(租税特別措置法 66 条の 6 第 2 項 2 号イ(5)、同法施行令 39 条の 14 の 3 第 9 項 1 号、同法施行規則 22 条の 11 第 9 項・10 項)。

<sup>3</sup> なお、不動産会社以外にも、事業を行う米国子会社の保有不動産を、その子会社である米国 LLC に保有させることは考えられます。

## TAX LAW NEWSLETTER



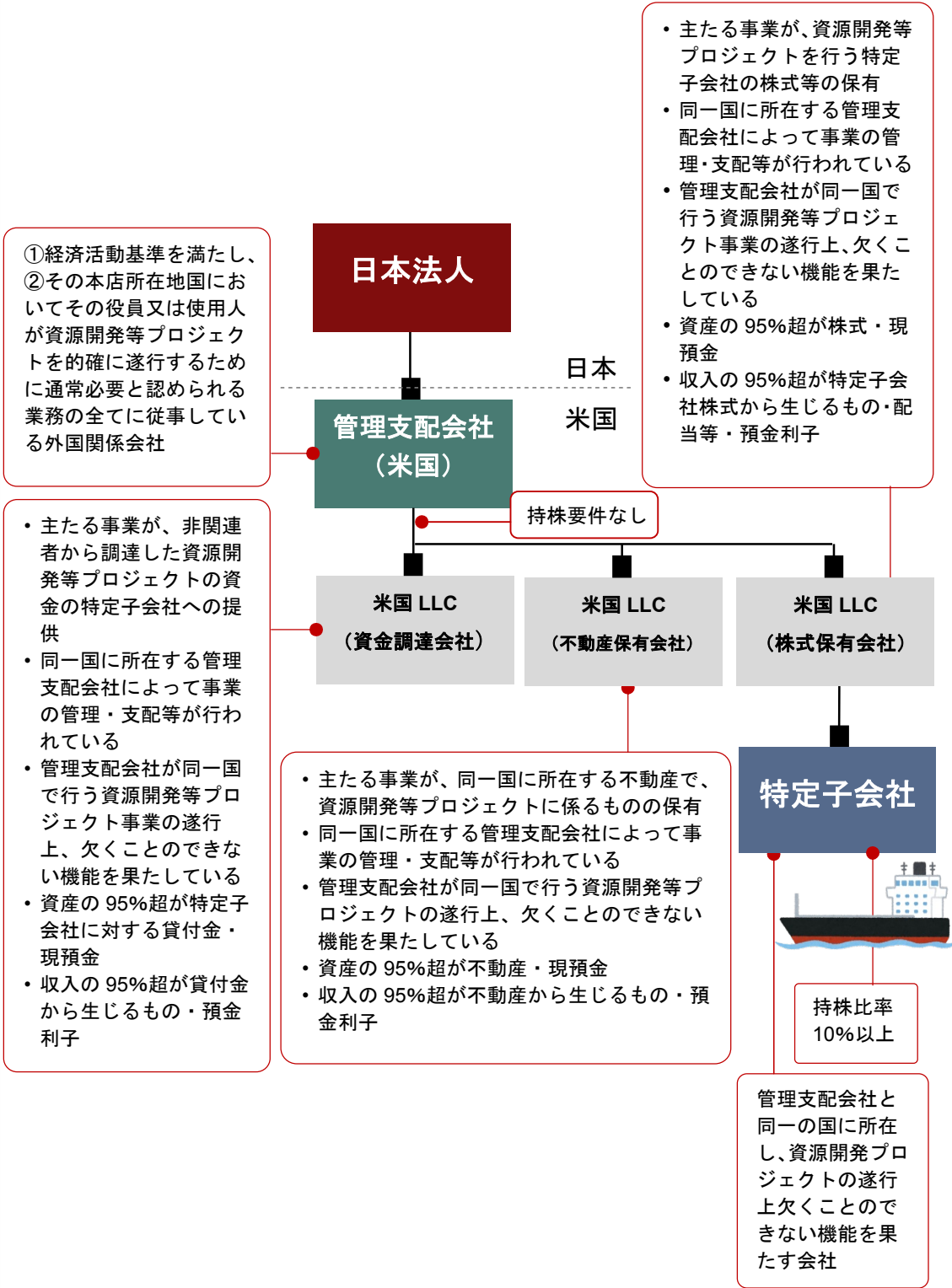
## 3. 資源開発等プロジェクトに係る一定の米国 LLC

日本企業が石油・天然ガス等の資源の探鉱・開発等を行う場合には、一般的な投資と異なり、その投資持分が少数であることが多く、上記のような要件を満たすことができない可能性が高いため、別途ペーパー・カンパニーの範囲から除かれる「資源開発等プロジェクトに係る一定の外国関係会社」として、①資源開発等プロジェクトに係る資金調達会社、②資源開発等プロジェクトに係る不動産保有会社、③資源開発等プロジェクトを行う特定子会社の株式保有会社を規定しています。

資源開発等プロジェクトは、石油その他の天然資源の探鉱・開発・採取の事業だけでなく、社会資本の整備に関する事業も含まれることとされています。

具体的な要件は、下記の図のとおりです（租税特別措置法66条の6第2項2号イ(5)、同法施行令39条の14の3第9項3号、同法施行規則22条の11第15項～18項）。

TAX LAW NEWSLETTER



## TAX LAW NEWSLETTER

## Ⅲ. 実務上の影響

一般社団法人日本貿易会が平成 30 年 9 月 28 日付で政府・与党に提出した「平成 31 年度税制改正要望」<sup>4</sup>では、米国 LLC は米国の訴訟リスクを避けるための投資ビークルとして利用されている状況に鑑み、米国 LLC のほとんどをペーパー・カンパニーの範囲から除外すべきとされていました。

しかし、上記で述べたとおり、ペーパー・カンパニーの範囲から除外される外国関係会社には、厳格な要件が付されており、例えば、米国 LLC において株式の譲渡益が生じた場合にはペーパー・カンパニーに該当してしまうことがあったり、米国 LLC が他の要件を満たしたとしても余剰資金を抱えただけでペーパー・カンパニーに該当してしまうことが考えられます。したがって、現状において、日本の企業が米国 LLC 等を通じて行う投資の多くが、引き続きペーパー・カンパニーに該当することになるのではないかと考えられます。

実際には、米国の法人税の実効税率が低下しているとともに、日本の法人税の実効税率も引き下げられているため、仮に、タックス・ヘイブン対策税制の適用により、米国 LLC の所得が日本法人の所得に合算されることになったとしても、それほど税負担が増加することがないことも考えられます。しかしながら、日本法人が保有する米国子会社が数多くあることを踏まえると、タックス・ヘイブン対策税制に関する管理や事務の負担が著しく増加することが懸念されるところです。

各法人においては、自社の有する米国子会社が平成 31 年度税制改正後においてペーパー・カンパニーからの除外措置の対象となっているかどうか、各米国子会社ごとに確認を行い、除外措置の対象とならない場合にはリストラクチャリングを検討するといった対策が必要となると考えられます。具体的には、事業実体のある米国法人と米国 LLC 等を合併させ、合併後の米国法人が事業実体を有することからペーパー・カンパニーに該当しない、と整理することなどが考えられます。

## 文献情報

- 論文 「税法上の年齢要件の改正まとめ」  
掲載誌 税務弘報 Vol.67 No.4  
著者 山川 佳子
  
- 論文 「平成 31 年度税制改正のポイント」  
掲載誌 ビジネス法務 Vol.19 No.4  
著者 酒井 真、緒方 航

<sup>4</sup> [http://www.iftc.or.jp/proposals/2018/20180928\\_2.pdf](http://www.iftc.or.jp/proposals/2018/20180928_2.pdf)



## TAX LAW NEWSLETTER

### NEWS

➤ The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2019 にて、当事務所は日本における税務を含む 13 分野で上位グループにランキングされ、16 名の弁護士が各分野で Leading lawyers に選ばれました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野で高い評価を得ております。また、税務分野の日本を代表する弁護士としては大石 篤史弁護士が選ばれました。

➤ The 10th Edition of Best Lawyers in Japan にて高い評価を得ました

Best Lawyers (ベスト・ロイヤー) による、The 10th Edition of Best Lawyers in Japan に当事務所の弁護士 83 名が選ばれました。Tax Law の分野では増田 晋弁護士、大石 篤史弁護士、酒井 真弁護士、小山 浩弁護士が選出されました。

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com